

静岡県知事 川勝 平太 様

大震災の災害復旧・復興に係る建築基準法の
適切な運用についての建議

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、岩手・宮城・福島
の 3 県の沿岸部を中心に、津波による甚大な被害が発生しました。発災
後 2 年が経過しましたが、各地の復旧・復興に係るまちづくりは、遅々
として進んでおりません。

その主な要因は、被災後におけるまちづくりの合意形成の難しさにあ
り、またそれを進める行政事務体制が極めて手薄な状況となっているこ
とにあります。

一方、静岡県においても、懸念される南海トラフ巨大地震について、
東日本大震災を踏まえた新たな被害想定の方針が進められています。

これを受け、県及び市町において、地域防災計画の改定など、改めて
防災対策の再構築が必要とされる状況であります。

そのなかで、特に復旧・復興まちづくりを円滑かつ効果的に推進する
ため、建築基準法を有効に活用することが望まれます。とりわけ、新た
な被災を抑制し、復旧・復興まちづくりに係る事業を推進するため、建
築物の立地規制を適切に運用することが重要です。

この点について、静岡県下の各特定行政庁建築審査会と連携し、ここ
に建議いたします。

< 建議 >

豊かな自然は様々な恵みをもたらすが、時として大地震などの自然災害で人々の暮らしを脅かしてきた。

静岡県には、伊豆半島、駿河湾、遠州灘に、山間部、平野部、沿岸部など多彩な地域が存在する。一方で、南海トラフ巨大地震による被害も、建物倒壊にとどまらず、津波、崖崩れ、延焼火災など様々想定されるところである。

このような大災害を乗り越え、震災後に、より望ましいまちづくりを迅速かつ効果的に推進するためには、それぞれの地域・地区における復旧・復興まちづくり方針を踏まえ、あらかじめ、建築規制のありかたや適用方法を検討しておくことが強く求められる。

このため、地域防災計画の改定等に関連して、建築基準法第 39 条、第 84 条による建築規制及び同法第 85 条による仮設建築物に係る規制緩和を、被災時に適切に運用するための準備を進め、予想される災害に対する円滑な復旧・復興活動に向けて取り組むよう建議する。

平成 25 年 6 月 6 日

静岡県建築審査会会長 伊藤 光造